○農林水産省告示第四百二十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第五条第二項の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第五百八十九号（種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

区分	重要な形質	選択形質
（略）	（略）	（略）
アクティノツス　ヘリアンシ	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
カンガルーポー	草丈、花序の数、葉の長さ、葉の幅、葉の向き、葉の光沢の強弱、葉の周縁の毛、花序の分枝、花序の最下側枝の長さ、花序の花の数、花柄の毛の色、花被筒部の長さ、花被筒部の幅、花被筒部の側面の形、花被筒部の色、花被筒部の毛の色数、花被筒部の毛の先端部の色、花被筒部の毛の中央部の色、花被の裂片の長さ、花被の裂片の反転、やくの数、子房の毛の色、柱頭のやくに対する位置、開花始期	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	ほう芽始期、若茎先端部のアントシアニン着色の有無、若茎先端部のアントシアニン着色の強弱、若茎のアントシアニン着色の強弱、若茎の緑色の濃淡、若茎先端部の形、若茎の中央部と比較した先端部の基部の太さ、若茎のりん片葉の着き方、若茎のりん片葉の長さ、若茎のりん片葉の幅、茎の数、りん片葉の開き、ぎ葉の粗密、ぎ葉群の緑色の濃淡、茎の長さ、茎の分枝着生最下節までの長さ、茎の太さ、開花始期、開花型	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

区分	重要な形質	選択形質
（略）	（略）	（略）
アクティノツス	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
アニゴザントス	草丈、花序の数、葉の長さ、葉の幅、葉の向き、葉の曲がりの強弱、葉の色、葉の光沢の強弱、葉の周縁の毛の粗密、花序の分枝の有無、花序の分枝回数、花序の最下分枝の長さ、花序の花の数、小花柄の毛の色、花筒の長さ、花筒の幅、花筒の側面の形、花筒の色、花筒の毛の色数、花筒の毛の先端の色、花筒の毛の中央部の色、花冠裂片の長さ、花冠裂片の反転の強弱、やくの数、子房の毛の色、柱頭のやくに対する位置、開花始期	（略）
（略）	（略）	（略）
アスパラガス	倍数性、茎の数、ぎ葉の粗密、葉の緑色の濃淡、茎の長さ、茎の第一分枝の着生節までの長さ、茎の太さ、若茎の頭部のアントシアニン着色の有無、ほう芽始期、若茎の頭部のクロロフィル発現の強弱、若茎の頭部の形、若茎の中央径と比較した頭基部の大きさ、若茎のりん片葉の着き方、若茎のりん片葉の長さ、若茎のりん片葉の幅、開花始期、開花型、両性花の開花株に対する未発達花柱のある雄花開花株の割合	（略）
（略）	（略）	（略）